

米国の国立公園システムの形成と課題

伊藤 太一

江戸川大学国立公園研究所客員教授

1. はじめに

米国議会において国立公園局(National Park Service)の管理する公園等がシステムとして認識されたのは1970年(Mackintosh, 1991)だが、その国立公園局をマザー(Steven T. Mather)初代局長とともに立ち上げたオルブライト(Horace M. Albright)第2代局長は、1918年時点でシステムとしてとらえていた(Rettie, D. F. 1995)。すなわち、1916年に内務省に国立公園局が設置されたのがシステム化の始まりとしてとらえられる。その当時、国立公園14箇所と国家記念物21箇所、リザーベーション2箇所という3カテゴリ37箇所から構成されていた。それから百年を経た今日では19カテゴリ417箇所(2017.1.13時点)からなる巨大なシステムとなっている。

本論ではこの国立公園システムを構成するカテゴリの導入に関わる法制度に焦点を当てて、国立公園局のシステムの展開過程を、システムプラン(National Park Service, 1971)等公園史プログラムのウェブサイト¹⁾に掲載されている資料を用いて分析する。さらに多様で広域に分散したシステムの課題も明らかにする。

2. 国立公園システムの現在(表-1)

米国の国立公園システムは首都ワシントン付近の都市公園や劇場、ホワイトハウスなど11箇所を除き、19のカテゴリからなっている。そのうち8カテゴリが戦跡を含む歴史文化に関わる空間であることがわかる。

導入年からは国立公園が1872年、国家記念物が1906年から指定されていることが読み取れる。また、歴史文化に関わるカテゴリは1930年代に導入されている。さらに、公園局設置50周年である1966年以降に新しいカテゴリが導入されているが、1988年に指定されたりザーブが最新のカテゴリとなっていることもわかる。

土地所有に関しては、一部を除き連邦政府が完全に土地を所有しているカテゴリはない。19番目の自然



図-1 国立公園局50周年記念切手

景勝河川では約78%を連邦政府が所有しない土地が占めている。国立公園でも延面積の約2.8%を私有地など非連邦政府所有地が占める。完全に連邦政府が土地を所有する国立公園は59箇所中4箇所に過ぎない(NPS Land Resources Division, 2017)。1ユニット当たりの面積からは国立公園よりプリザーブが広大であることがわかる。

このように多様な空間を大別するために、1964年にハーツォグ(George B. Hartzog)局長は自然、歴史、レクリエーションという3つの主要な管理方針区分を導入した。1966年に国立公園局設立50周年を記念して発行された切手(図-1)において、三角は山によって象徴される自然、およびテントに象徴されるレクリエーションを表し、真ん中の3つの黒点は砲弾であり、歴史を象徴する。この記念切手において山とテントと砲弾が重なっているように、国立公園のような自然主体の場所にも歴史があり、来訪者はそこでのレクリエーション活動でそれぞれの魅力を楽しんでいる。このようにひとつの空間を自然環境主体というような一つの方針で管理することには無理があった。特にレクリエーションが主目的となると狩猟が可能になり、自然環境に影響が大きかった。このため、この3区分は1977年に廃止され、一つの空間におけるゾーニングが導入された。すなわち、ある公園のなかに自然と歴史、レクリエーションのゾーンを設定するような方式である。また、自然主体の公園でも、歴史文化解説を実施し、歴史主体の公園でも自然についてふれるようになった。

このような区分に代わるものとして、規模や立地特

表-1 米国国立公園システムを構成するカテゴリと土地所有・面積

名称(タイプ)	導入年	連邦所有地計 (Acre)	連邦非所有地計 (Acre)	合計面積 (Acre)	非所有地 割合(%)	箇所	1箇所当面積 (Acre)
1 International Historic Sites	1984	6.50	0.00	6.50	0.00	1	6.50
2 National Battlefield Parks	1935	10964.74	5214.05	16178.79	32.23	4	4044.70
3 National Battlefield Sites	1933	1.00	0.00	1.00	0.00	1	1.00
4 National Battlefields	1890	13248.08	1564.22	14812.30	10.56	11	1346.57
5 National Historic Sites	1938	23258.97	11355.42	34614.39	32.81	78	443.77
6 National Historical Parks	1938	140442.35	48205.25	188647.60	25.55	51	3698.97
7 National Lakeshores	1966	146650.10	82515.35	229165.45	36.01	4	57291.36
8 National Memorials	1876	9781.58	953.66	10735.24	8.88	30	357.84
9 National Military Parks	1890	39009.13	4767.07	43776.20	10.89	9	4864.02
10 National Monuments	1906	2009600.04	127162.59	2136762.63	5.95	87	24560.49
11 National Parks	1872	50747594.53	1455194.54	52202789.07	2.79	59	884793.04
12 National Parkways	1936	171130.14	10758.34	181888.48	5.91	4	45472.12
13 National Preserves	1974	22908689.86	1379631.28	24288321.14	5.68	19	1278332.69
14 National Recreation Areas	1936	3399048.71	306566.76	3705615.47	8.27	18	205867.53
15 National Reserves	1988	12432.95	21307.25	33740.20	63.15	2	16870.10
16 National Rivers	1972	321910.51	102822.70	424733.21	24.21	5	84946.64
17 National Scenic Trails	1968	179301.52	68432.81	247734.33	27.62	3	82578.11
18 National Seashores	1937	480784.62	116148.46	596933.08	19.46	10	59693.31
19 National Wild & Scenic Rivers	1968	75155.99	265435.96	340591.95	77.93	10	34059.20
Other Designations	1790	37092.74	1814.36	38907.10	4.66	11	3537.01
Total		80726104.06	4009850.07	84735954.13	4.73	417	203203.727

出典：Park Acreage Report(2017年1月13日時点)

表-2 国立公園システムにおけるカテゴリの展開と法制度

設置年	カテゴリ	最初の指定箇所	制度
1832	National Reservation	Hot Springs	ジャクソン大統領による署名
1864	(Yosemite State Park)	Yosemite Valley	個別立法(13 Stat. 325)による
1872	National Park	Yellowstone	個別立法(17 Stat. 32)による
1890	National Military Park*	Chickamauga and Chattanooga	個別立法(26 Stat. 333)による設置と陸軍長官による管理
1890	National Battlefield Site*	Antietam	陸軍長官指定
1906	National Monument	Devils Tower	古物保存法(34 Stat. 225)に基づく大統領声明
1925	National Memorial*	Mount Rushmore	連邦政府によるハーニー(Harney)国有林におけるメモリアル作成許可
1933	National Historical Parks*	Morristown	陸軍長官指定
1933	National Parkways	Blue Ridge	公園、公園道路、レクリエーション地区調査法(49 Stat. 1894)
1935	National Battlefield Parks	Kennesaw Mountain	1917年陸軍長官が戦場史跡として指定、移管後名称変更
1936	National Recreation Areas	Boulder Dam	公園、公園道路、レクリエーション地区調査法(49 Stat. 1894)
1937	National Seashores	Cape Hatteras	個別立法(50 Stat. 670)による
1938	National Historic Sites	Hopewell Village	歴史地区法に基づく内務長官指定
1968	National Wild & Scenic Rivers	St. Croix	国立自然景勝河川法(PL 82-906)と追加法
1968	National Scenic Trails	Appalachian	国立トレイルシステム法(PL 82-919)と対象追加法
1970	National Lakeshores	Apostle Islands	個別立法
1972	National Rivers	Buffalo	個別立法(PL 92-237)
1974	National Preserves	Big Cypress, Big Thicket	個別立法(PL 93-440)
1984	International Historic Sites	Saint Croix	古物保存法で1949年に国家記念物指定
1988	National Reserves	City of Rocks	個別立法(PL 100-696)

* 1933年に国立公園局に管理換

出典：Dilsaver 1994, National Park Service History Program 2017, National Park Service 2016

性、資源特性、利用特性、管理特性などが考えられるが、現実には個別に設置されてからシステムに統合された経緯があるので、時系列に従ってカテゴリを並べて、それぞれの特性を分析することにする。

3. 国立公園システムを構成するカテゴリの歴史の展開(表-2)

米国における保護地域の展開をその設置法など法制度を中心にとらえた。それは、公有地を私有化対象から除外して(set aside)、保留する(reserve)ことから始まる。1916年の国立公園局設置までは、内務省

土地局(General Land Office)が保留地(reservation)、国立公園(national park)、国家記念物(national monument)という3種類の保護地域を管理していた。すなわち、国立公園システムは3つのカテゴリから始まった。

その後、システムの拡大に邁進したオルブライト局長の尽力によって、陸軍省が管理する国立軍事公園(national military park)などが国立公園局に移管され、歴史文化にかかわるカテゴリが急増する(Albright, 1985)。さらに、ニューディール政策のなかで多目的ダムが重視されたことを反映し、このような貯水池を

含む水辺でのレクリエーションを重視するカテゴリ (National Recreation Areas) も加わっていく。さらに前述したハーツォーグ局長の時代(1964-1972)には生態系のシステム維持が重視され線形保護地域が加えられる。

1) 保留地 (reservation)

「保護区」と記される場合もあるが、目的は定まっていなかったが将来の活用のために私有化のされないように取っておくという意味の空間であるため「保留地」を用いる。その嚆矢は1832年に保留地となったホット・スプリングスである。その後1889年にカサ・グランデ遺跡、1902年にサルファー・スプリングスがそれぞれ2番目、3番目の保留地になっている。

1832年4月20日ジャクソン大統領は温泉のある4セクション(約10km²)の土地を合衆国の将来の利用のために取っておくという法律²⁾に署名した。だが、その具体的な方策はないまま放置され、1877年になって内務省の管理するホット・スプリングス・リザーベーションとなる。1916年に国立公園局が設置されてから東部にも国立公園が必要と考えるマザー局長の意向を反映して、1921年に国立公園となった。だが、その特性は歴史的温泉リゾート施設であるので、今日のカテゴリとしては歴史公園が妥当である(伊藤, 1992b)。

カサ・グランデ遺跡は1892年6月22日にハリソン大統領によって480acre(約194ha)の保留地となる。この保留地設定に先立って、1889年に内務長官が2,000ドルの予算で修復し、大統領が遺跡の保護のために保留地を設立することを可能とする法案が成立している。さらに、遺跡保護という目的が明確であったため、年480ドルで管理人が雇用された。この遺跡の保存が1906年の古物保存法制定を促したこともあり、1918年には同法による国家記念物として今日に至る。

3番目に保留地となるサルファー・スプリングスはチカソーおよびチョクトーインディアンから33箇所の泉がある土地640acre以内を1acre当たり20ドルで内務長官が買い取るということで保留地として成立した。1906年にはプラット国立公園となるも、1976年にはチカソー国立レクリエーション地域へと再変更され今日に至る(伊藤, 1991b)。

このようにして3箇所の保留地は目的の明確な公園、記念物、レクリエーション地域となって国立公園システムに位置づけられている。

2) 国立公園 (national park)

1872年3月1日グラント大統領が「イエローストン

川の水源部周辺地域を公園として私有化の対象から除外する法案³⁾」に署名した。目的が定まっていなかったリザーベーションとは異なり、この法律には公園として「人々に役だつて楽しめる行楽地⁴⁾」という目的が明確に示されている。一方で、ナショナル・パークではなくパブリック・パークとなっているのは連邦政府が設置しているから国立であるのは自明ということであろう。このように公園の目的は明示され、所管はリザーベーションと同様内務省となったが、当初はその空間や来訪者を管理するための人員も予算もなかった。また、公園の境界測量もされていないため公園内に入植地があるということも知られていなかった。今日に至るまでイエローストンには私有地が存在する。米国には「国立公園法」に相当する制度はなく、イエローストン以降全ての国立公園は個別に立法化されている(伊藤, 1992c)。

なお、4)で述べる国家記念物指定を可能とする古物保存法成立直後の1906年6月にメサ・ベルデ国立公園が設置されている。この公園は1978年に世界複合遺産にもなっているように先史時代の遺跡主体の公園であり、国立公園では自然だけではなく歴史文化も保全していることを示す。

一方で、陸軍省は独自に歴史文化主体の2つの「国立公園」を設置している。リンカーン大統領の出生地は1916年7月17日にアブラハム・リンカーン「国立公園」に、星条旗を称える国歌が作詞された戦いのあった砦は1925年3月3日フォート・マクヘンリー「国立公園」となった。いずれも、1933年に内務省に移管され、前者は1939年に国立歴史公園に、後者は同年に国家記念物および歴史的聖堂(historic shrine)となっている。陸軍省がこれらの空間を議会による個別立法に基づかない「国立公園」にした背景としては1875年から10年間だけ存続したスペリオール湖のマキノー島の砦を主体とするマキノー国立公園の前例があったため(伊藤, 1990b)と考えられる。

3) 軍事公園 (national military park)

1890年に設置されたチカマウガ・チャタヌーガ国立軍事公園は、南北戦争の戦場となった土地をテネシーおよびジョージア州から連邦政府に割譲して、陸軍省が管理することや整備管理費用12,500ドルの支出が設置法に明記されている公園である。なお、同年にはヨセミテ渓谷の州立公園を取り囲む地域がヨセミテ国立公園として設置され、陸軍騎兵隊が駐屯して管理している。このようにマキノー砦が国立公園になり、その後イエローストンやヨセミテなどの国立公園を陸軍省が管理していたことを考慮すると、陸軍省が

表-3 1933年に内務省国立公園局に移管された公園等

総称	旧所管	箇所数
首都公園等 National Capital Parks	陸軍省	7
記念碑等 National Memorials	陸軍省	7
戦場等 National Battlefield Areas	陸軍省	19
記念物等 National Monuments	陸軍省	15
記念物等 National Monuments	農務省	21
計		69

公園を設置・管理することには合理性がある。

この軍事公園がさきがけとなって、1926年に同様な戦場を公園化する可能が議会で検討されることになった。

4) 国家記念物⁵⁾ (national monument)

1906年に連邦議会で承認された古物保存法(An act for the preservation of American antiquities)には、「大統領声明によって合衆国政府が所有・管理する土地にある歴史的ランドマーク、先史を含む構造物、その他の歴史的・科学的的事物を国家記念物することができる」と記されている。この法律は1892年に保留地となったカサ・グランデ遺跡のような南西部の先史遺跡の盗掘や荒廃を阻止する必要性に迫られていたことを示す。

この制度の第1の特色として、議会の承認ではなく大統領声明で指定できる点が挙げられる。これは1890年の国有林設置法と同様であり、議会の承認という手間暇のかかる過程を経ずに迅速に指定できる。特にカーター大統領は、この法律を使ってアラスカの国立公園候補地をとり急ぎ国家記念物にした。このようにして国立公園になった国家記念物も多いが、表-1にあるように19カテゴリの内一番多い87箇所が国家記念物として指定されている。第2に、古物(antiquities)という名称ながら科学的対象も指定の対象となっている点が重要である。これによって広大な面積を占める国立公園候補地を指定することができた。第3に連邦政府所有地および管理地に限定し、私有地など連邦政府非所有地の場合は連邦政府に譲渡してもらうよう記されている。だが、それ程厳密ではなく、表-1にあるように約6%が私有地などになっている。第4に、記念物になっても、それまでの管理組織である内務省、農務省、陸軍省が引き続き管理することが規定されていた。すなわち、1933年の改組による管理換えまで農務省も陸軍省も記念物を管理していた。さらに、陸軍省はその管理する砦など戦跡や記念物など50箇所を陸軍長官指定による独自の「国家記念物」としていた。

5) 戦跡など (national historical park, national battlefield park, national historic site, and international historic site)

1933年3月2日に、独立戦争時にワシントン将軍とその部隊が駐屯したモリス・タウンが最初の国立歴史公園となる。この設置は歴史文化を国立公園システムに取り入れて東部での活動拠点拡充をめざしていたオルブライト局長の狙いを反映したものである。

1933年6月10日の大統領令では「公共建築物、保留地、国立公園、国家記念物、国立墓地の全ての管理は国立公園局に一本化する」と記され、同年7月28日の追加大統領令で、陸軍省の国立軍事公園11箇所、国立公園2箇所、戦場6箇所、国家記念物10箇所、記念碑等15箇所の計48箇所が言及されている⁶⁾。この大統領令では個別には言及されていないが、当時陸軍省が管理していた首都公園等7箇所と農務省管理の国家記念物21箇所も国立公園局に移管された(表-3)。このようにして多くの歴史文化に関わる対象を国立公園局が管理することになった。さらに、1935年の歴史地区法(Preservation of Historic Sites Act)において内務長官が歴史地区を指定可能にし、管理(restore, reconstruct, rehabilitate, preserve, and maintain)することが規定された。すなわち、陸軍長官が議事に諮らずに指定していた戦跡等が歴史地区として連邦政府の法律によって規定され、内務長官指定による管理が明記された。このようにして東部の都市域の保護地域が増加することによって国立公園局の存在が一層強く示されることになった。

6) パークウェイ、レクリエーション地域等 (parkway and recreational area)

1936年の公園、パークウェイ、レクリエーション地域調査法は、1933年のニューディール政策の一環として建設していたパークウェイや人工水面のレクリエーション利用を主体とするレクリエーション地域指定の根拠となった。1933年にはブルー・リッジ(Blue Ridge)が最初のパークウェイ、1936年にはボルダーダム(Boulder Dam)が最初のレクリエーション地域に指定されている。

7) 国立海岸等線形レクリエーション空間 (national seashore, national wild & scenic river, national scenic trail, national lakeshore, and national river)

1937年ハッテラス岬(Cape Hatteras)が最初の国立海岸として個別立法によって設置される。1961年にはコッド岬(Cape Cod)が2番目の国立海岸となり、私有地の購入予算が配当されるが、多くの私有地はそのまま維持され、「グリーン・ライン・パーク(green line park)」と呼ばれる私有地のゾーニングによる土地利用規制が導入される契機となった。

1968年には国立自然・景勝河川や国立レクリエーション・トレイルを設置する法律が制定される。さらに1970年には国立湖岸、1972年には国立海岸もそれぞれ個別立法によって加わる。このように帯状あるいは線形の保護地域が多数展開した背景にはレクリエーション需要の増大に加えて、生態学の立場から水辺などの帯状の空間を保全することの重要性が指摘されたことが挙げられる。特に1963年のレオポルド報告(Leopold et al. 1963)によって国立公園システムの管理において、オオカミなどの捕食動物の復元や西部における管理火災の導入など生態学の知見を反映した管理が検討され生態学の影響が増大した。

8) 国立プリザーブと国立リザーブ

(national preserve and national reserve)

1974年にエバークレーズ国立公園隣接地にビッグ・サイプレス国立プリザーブ(Big Cypress National Preserve)が設置された。さらに、1988年にはシティ・オブ・ロックス国立リザーブ(City of Rocks National Reserve)が設置された。これらの地域は、リザーブとは異なり、地域住民による狩猟や採集等の資源利用が可能な保護地域である。プリザーブは国立公園局が主として管理するのに対して、リザーブは地域自治体やコミュニティを主体とする共同管理で保全される。たとえば、シティ・オブ・ロックスは国立公園局とアイダホ州公園レクリエーション局が管理している。

表-1に示されたようにそれぞれのプリザーブが国立公園よりも広いのは、1980年のアラスカ国益土地保全法(Alaska National Interest Lands Conservation Act)によって前述したカーター大統領が指定した国家記念物が後に国立公園とそれをとりまく広大なプリザーブに指定されたためである。

4. 考察

以上のカテゴリ制定経緯の分析から大恐慌対策としてニューディール政策が実施された1930年代と、レクリエーション需要が高まった1960年代にカテゴリが増加していることがわかる。そこで以下のように3つの時期に分けてシステムについて考察する。

1) 1930年代まで

内務省に国立公園局が設置されるまでに、保留地は2箇所、国立公園は14箇所、内務省管轄の記念物は21箇所に達していた。1916年8月25日の国立公園局設置法にこれらの国立公園と国家記念物、保留地を「風景や自然及び歴史的対象、野生生物を保全して、将来の世代も享受できるような方法と手段で楽しみを提供する⁷⁾」と目的が記されている。1872年のイエローストン公園設置法³⁾と比べると「保全(conservation)」という管理方法が示されている点、その管理対象に自然だけではなく「歴史(historic objects)」も含まれている点、それらを「将来の世代(future generations)」も享受できるようにするという持続性概念が示されている点が特色と言える。さらに、病虫害が発生した場合や風景を維持する場合には樹木を伐採して販売可能であること、来訪者のための施設などサービスを提供するコンセッション認可が可能であることなどが言及されている。

国立公園システムに歴史的空間が増加したのは1930年代であるが、1892年のカサグランデ・リザーブ設置から史跡の保護がはじまり、1906年からのナショナル・モニュメントは大統領声明によって設置されるので、国立公園候補地の迅速な保全に使われた。例えば、グランド・キャニオンは1892年にフォレスト・リザーブ(forest reserve)となった国有林の中にあり、1908年には農務省森林局の管理する国家記念物になる。さらに1919年に国立公園となるに際して公園局に移管され今日にいたる。このためグランド・キャニオン国立公園をカイバブ(Kaibab)国有林が囲んでいる。

2) 1930年代以降

ニューディールにおける国立公園システム改組として陸軍省、農務省森林局の管理する保護地域が移管され、国立公園局は東部や都市域の歴史的空間をふやす一方で、都市住民のレクリエーション需要にも対応していく。また、白人の到来以前の遺跡などが保全対象であった古物保存法に対して、独立戦争や南北戦争な

どの戦跡が加わったのを契機として近代史をあつかう空間が加わる。この動きは、悲しいできごとであっても国家として保存する価値のある空間も国立公園システムに含めるという方向に1980年から展開する。例えば、日本による真珠湾攻撃を物語るアリゾナ・メモリアルもハンセン病患者隔離地であるカラウパパも1980年に国立公園システムに加わっている。さらに1992年には日系人収容施設マンザナーも含められるようになる。

3) 1960年代以降

1960年代はORRRC報告(1962)、レオポード報告(1963)、ウィルダネス法(1964)、水土保持基金法(1965)、国立公園局50周年(1966)と国立公園システム関連のできごとが多い。

レクリエーション需要の増大に対応してシステム各公園の施設整備が進む一方で、レオポード報告(Leopold et al. 1963)による生態系管理の導入とその翌年のウィルダネス法による国立公園システム内での無車道のウィルダネスゾーンの制定などがなされた(伊藤, 1990a, 1991a, 1992a)。すなわち、ウィルダネスでは自然のプロセスを重視することになる。

水土保持基金法は公園として必要な私有地の買い取りを可能としたが、一方でケープコッド国立海岸に代表されるように私有地のままで管理する方向やビッグ・サイプレス国立プリザーブのように地域住民の伝統的資源利用を認めるような方向も見られる。

5. おわりに

IUCNは1994年以降7種類の保護地域管理カテゴリを提唱している。米国の国立公園システムの展開はこのような国際的カテゴリに大きな影響を及ぼしている。とくに、宗教に基づく聖地をIUCNが保護地域として重視するようになってきているのは、米国における先住民族であるインディアンの資源利用を認める国立プリザーブや国立リザーブの影響を受けていると考えられる。

また、国立公園の利用と保護は対立するようならえ方(村串, 2005)もあるが、アメリカの国立公園局設置法⁷⁾に示されたように、持続的に利用するためにはその空間の保全が不可欠であり、バランスを取るために国立公園システムは多様化したともいえる。

文献

Albright, H. M. (1985) The birth of the National Park

Service. Howe Brothers.

Dilsaver, L.M. (1994) America's national park system: the critical documents. Rowman & Littlefield Publishers.

伊藤太一 (1990a) アメリカにおけるウィルダネス保全の変遷(I), 国有林でのウィルダネスの設定, 第101回日本林学会大会発表論文集, 147-148.

伊藤太一 (1990b) マキノ公園の変遷から見た初期の国立公園の実体, 造園雑誌, 53 (5): 25-30.

伊藤太一 (1991a) アメリカにおけるウィルダネス保全の変遷(II), 国有林でのウィルダネスの展開, 第102回日本林学会大会発表論文集, 119-120.

伊藤太一 (1991b) アメリカにおける小規模な国立公園の変遷と意義, 造園雑誌, 54 (5): 60-65.

伊藤太一 (1992a) アメリカにおけるウィルダネス保全の変遷(III), ウィルダネス法の成立過程, 第103回日本林学会大会発表論文集, 235-236.

伊藤太一 (1992b) ホット・スプリングス国立公園の変遷, 造園雑誌, 55(5): 85-90.

伊藤太一 (1992c) イエローストン国立公園の成立とその理想化, 造園雑誌, 56(3): 224-242.

Leopold A. S. et al. (1963) Wildlife management in the national parks. Advisory Board on Wildlife Management appointed by Secretary of the Interior Udall.

Mackintosh, B. (1991) The national parks: shaping the system. Division of Publications.

村串仁三郎(2005)自然保護と戦後日本の国立公園. 時調社

National Park Service (1971) National Park Service System Plan

NPS Land Resources Division (2017) Park Acreage Report. (<https://irma.nps.gov/Stats/Reports/National> viewed on 2017/02/24)

National Park Service Park History Program (<https://www.nps.gov/parkhistory/index.htm> viewed on 2017/02/24)

National Park Service (2016) The national parks: index 1916-2016. US Government Printing Office.

ORRRC (1962) A report to the President and to the Congress by the Outdoor Recreation Resources Review Commission.

Rettie, D. F. (1995) Our national park system. Univ. of Illinois Press

注

- 1) <https://www.nps.gov/parkhistory/electronicresources.htm>
- 2) “four sections of land including said (hot) springs, reserved for the future disposal of the United States”
- 3) “An act to set apart a certain tract of land lying near the headwaters of the Yellowstone River as a public park”
- 4) “is hereby reserved and withdrawn from settlement, occupancy, or sale under the laws of the United States, and dedicated and set apart as a public park or pleasuring-ground for the benefit and enjoyment of the people”
- 5) 直訳すると国立記念物となるが、アメリカの国立公園システムを最初に紹介した田村剛らは国家記念物と訳しているのでそれに従う。国定記念物という訳もあるが、日本の国定公園を連想させるので不正確である。
- 6) 別の資料によると記念碑9箇所、軍事公園(戦場NB 戦場跡NBS 戦場公園NBPを含む)19箇所、国家記念物14箇所計42箇所となっている。
- 7) “to conserve the scenery and natural and historic objects and the wild life therein and to provide for the enjoyment of the same in such manner and by such means as will leave them unimpaired for the enjoyment of future generations”